

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本町は埼玉県の北西部にあたり、関東平野の西部、首都70km圏に位置している。

森林は山間地から平野の外縁部に至るいわゆる中山間地に位置し、町にとってかけがえのない自然環境を形成しており、今後とも森林の保全を含めた木材生産活動を増進させるとともに森林環境の適正な保全に努める。本町の森林状況を見ると、計画対象民有林面積は2,387ヘクタールであるが、そのうち76%が11歳級以上であり、森林が高齢化していることがわかる。

本町における就業人口の変化をみると、就業者比率はほぼ横ばい傾向を示しているが、全人口の約半数が就業者となっている。産業別就業人口の推移を見ると第1次、第2次、第3次産業ともに減少が続いている。林業については、従事者の高齢化と減少に加え、国産材価格の低迷等により、林業活動が減退している。

本町の森林はスギ、ヒノキを中心とした人工林帯、コナラ、クヌギ等の天然の広葉樹林とバラエティーに富んだ林分を構成している。また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化していることから以下のような課題がある。

西部の風布地区は昔からスギ、ヒノキの造林が盛んに行われ、高林齢の林分も存在する。このため健全な森林の維持造成に努めて、水源かん養機能の向上とともに木材生産性の向上を図る。このため、高齢な森林への誘導や伐採の分散を推進することが重要である。

西南部の折原地区は薪炭林だった広葉樹が広く存し整備の必要な森林が多いが、中間平地区周辺については眺望にも優れ、入込み客の利便性も図れることから、自然と人とのふれあいの場としての活用が期待されている。

東部の男衾、鉢形地区においては、本町の特産品のひとつであるしいたけ栽培等が盛んに行われており、しいたけ原木の維持造成が必要とされている。

北部の用土地区は、農業振興地域として、また郊外住宅地として土地の開発が進んでいる地域であり、住宅地周辺の広葉樹林等については、農地の防風林となっている。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

次の①から⑤の森林を地域の目指すべき基本的森林資源とする。

- ① 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている水源涵養機能森林
- ② 下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている山地災害防止機能／土壌保全機能森林
- ③ 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い快適環境形成機能森林
- ④ 身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備さ

れている保健・レクリエーション機能森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育活動に適した施設が整備されている文化機能森林、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり、特有の生物が生育・生息している溪畔林などの生物多様性保全機能森林などの保健文化機能森林

- ⑤ 材木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、森林管理道等の基盤施設が適切に整備されている木材等生産機能森林

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

### ア 森林整備の基本的考え方

林業は木材需要の低迷、林業経営費の上昇に起因して、林業生産活動が全体にわたって停滞し、間伐等の手入れが適切に実施されない森林が増加している。このため、町、森林組合、森林所有者等が一体となって計画的な間伐、保育等の森林整備を積極的に実施し、健全な森林の造成を推進する。また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

本町の37%を占める森林は木材生産とともに、国土の保全、水源のかん養、保健文化等の多面的な機能を有しており、これらの機能の発揮を通じて地域住民の生活に深く寄与している。山地災害の防止や良質な水の安定供給の確保の観点から、適切な保育、間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、土砂の流出防備等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。伐採に伴って発生する裸地については縮小及び分散を図ることとし、立地条件や国民のニーズ等に応じて天然力も活用した施業を推進する。

また、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、地域に応じて広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進するとともに、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

### イ 森林施業の推進方針

上記アの森林整備を推進する上で重要となる林業労働力について、その担い手の主体である森林組合は、現在、作業班を中心とした森林施業の体制づくりが重要課題となっている。

今後主伐期を迎える林分が多くなること等から、高性能林業機械の導入も含め、伐採を計画的に実施するための体制整備を推進するものとする。

また、優れた資源環境の保全に努め、山岳地、丘陵地の特徴を生かして、活力ある農山村づくりを促進していく。特に、森林の有する機能に着目し以下のように区分する。

水源かん養機能を図る「水源涵養機能」、山地災害防止機能の維持増進を図るための森林施業を推進する「山地災害防止機能／土壌保全機能」、地域の快適な生活環境の保全を図る「快適環境形成機能」、保健・文化機能又は環境保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進する「保健文化機能」、木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進する「木材等生産機能」に区分する。

そして、各機能の森林整備及び保全の基本方針を、次の表の通りとする。

森林の有する機能		森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能		洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 水源涵養のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能		災害に強い町を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 土砂の流出防備等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能		地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を推進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
保健 文化 機能	保健・レクリエーション機能	住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
	文化機能	潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
	生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畦林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性の維持増進を図る森林として保全することとする。
木材等生産機能		木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

健全な森林の整備と林業の活性化を図るため、次の事項を重点に強力に推進する。

- ① 森林組合等林業事業者の育成、強化、充実と実施体制の整備を図り委託事業を拡充推進し、森林施業の共同化を促進する。
- ② 作業路網の整備を図り、集約施業と機械化を促進する。
- ③ 林業労働力確保支援センターを活用して、林業従事者の育成及び確保を図る。
- ④ 林産物の流通体制の整備を図る。
- ⑤ 分収造林、分収育林制度の活用を促進する。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹 (用材林以外)
町内全域	35年	40年	35年	50年	10年	15年

(注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法は、次に示す施業の方法に従って適切に行うものとする。

##### ア 択伐

主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹郡を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては以下のア～エに留意することとする。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

##### イ 皆伐

主伐のうち、択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね5ヘクタールごとに保残帯を設け的確な更新を図ることとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整計第157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

- 3 その他必要な事項  
該当なし。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は下表に示すとおりであり、植栽に係る樹種については、スギは沢沿いから斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）、ヒノキは斜面中から上部を基本として選定するものとする。

人工造林の対象樹種名	スギ、ヒノキ、クヌギ、ケヤキ、コナラ等
------------	---------------------

(注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員または町農林課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

なお、樹種の選定にあたっては、必要に応じて品種を定めるほか郷土種などにも考慮すること。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）
スギ ヒノキ 広葉樹	疎仕立て	概ね1,500
	中仕立て	概ね2,500
	密仕立て	概ね3,200
ケヤキ	中仕立て	概ね5,000

(注) 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員または町農林課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

##### イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	原則として、最小限度の刈り払いを実施することとする。 ただし、現地の状況により省略することができる。
植付けの方法	列植え（方形植え）又は正方形植えとするが、地形、作業性等を考慮し、三角形植え等も行う。 また、植付けに当たっては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。

植 栽 の 時 期	<p>春植えは2月から6月下旬、秋植えは9月中旬から10月下旬を標準とするが、林地の乾燥、凍結等の状態や樹苗の成長の開始時期等を考慮の上決定する。</p> <p>なお、秋植えをする場合には寒害常習地を避け、苗木の取り扱いに十分注意する。</p>
-----------	--

ウ 複層林化を図る場合の植栽本数

複層林化を図る場合の植栽本数は、(上層木伐採率) × (標準的な植栽本数) 以上を植栽する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐の場合は、原則伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内を目安とする。

択伐の場合は、原則伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内を目安とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	<p>広葉樹類 (ナラ類、カシ類、ケヤキ類、サクラ類等)</p> <p>針葉樹類 (マツ類、モミ類等)</p>
ぼう芽による更新が可能な樹種	ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

(ア) 期待成立本数

樹種	期待成立本数
<p>広葉樹 (ナラ類、カシ類、ケヤキ類、サクラ類等)</p> <p>針葉樹 (マツ類、モミ類等)</p>	10,000本/h a

(イ) 天然更新すべき立木本数

樹種	天然更新すべき立木本数
<p>広葉樹 (ナラ類、カシ類、ケヤキ類、サクラ類等)</p> <p>針葉樹 (マツ類、モミ類等)</p>	3,000本/h a 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地 表 処 理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。
刈 出 し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植 え 込 み	天然稚樹の生育状況等を勘察し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
ぼ う 芽 更 新	更新のための伐採については11月から3月に行い、伐採位置をできるだけ地面に面したところとし、切り口は平滑にやや傾斜させて水切りをよくする。 ぼう芽の発生が良好でない場合には、目的樹種を植栽するものとし、植付けは人工造林に準じて行う。
ぼう芽更新（芽かき）	ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする。

ウ その他天然更新の方法

更新完了の目安として、後継樹の密度がha当たり3,000本以上成立している状態とする。後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が30cm以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽等とする。

なお、更新が完了していない場合は、植栽及び更新補助作業により確実な更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内を目安とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

- ・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合



1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種については、2の(1)によるものとし、天然更新すべき本数の基準となる、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、10,000本/haとする。

天然更新を行う際には、その本数の10分の3を乗じた本数以上の本数(草丈以上のものに限る)を更新すべき本数とする。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定める。

5 その他必要な事項

風布、折原地区は、住民の憩いの場としての整備が要望されており、道路の周辺等においては、森林の整備を行うに当たり、適正な生活環境及び景観の保全に努めるものとする。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

本町の人工林の多くは、間伐及び保育が十分に実施されていない状況にあることから、それらが適切な時期及び方法により実施されるよう、計画的かつ積極的な実施を推進することとする。

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う。材積に係る伐採率が35%以下、かつ、伐採後一定期間内に林冠がうっ閉するよう行うものとする。

また、森林資源の資的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率により繰り返し行うものとする。

なお、平均的な間伐の実施期間の間隔は、標準伐期齢未満においては10年、標準伐期齢以上においては15年を目安とする。

#### ア 育成単層林

##### (ア) 標準的な間伐時期

植栽密度 (本/ha)	樹種	施業方法	間伐時期 (林齢)			
			1回目	2回目	3回目	4回目
1, 500	スギ	標準伐期	-			
		長伐期	35	45		
	ヒノキ	標準伐期	-			
		長伐期	40	55		
2, 500	スギ	標準伐期	25			
		長伐期	25	35	45	
	ヒノキ	標準伐期	30			
		長伐期	30	40	55	
3, 200	スギ	標準伐期	18	25		
		長伐期	18	25	35	45
	ヒノキ	標準伐期	20	30		
		長伐期	20	30	40	55

##### (イ) 間伐率

本数比で、概ね20～35%とする。

間伐効果を長期間発揮させ育林コストの縮減を図る観点から、気象被害に留意し、間伐率を高めに実施するのが望ましい。

なお、針広混交林に誘導する場合は、概ね40～50%とする。

#### (ウ) 間伐木の選定の方法

林木の配置及び樹幹の形質を考慮し、林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく選定する。

また、スギやヒノキにあつては、雄花の着花量にも考慮し選定する。

なお、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した間伐木の選定にも配慮する。

#### イ 育成複層林（下木を植栽する場合）

下層木の間伐については、育成単層林の間伐と同様である。

上層木の間伐については、将来樹下植栽することを前提とし、林木の配置を考慮しつつ、目標とする林分密度に誘導する。

#### ウ 育成複層林（下木を植栽しない場合）

目的樹種が広葉樹の場合、高密度な林分状況の中で保育することとするが、間伐が必要な場合、将来における優良木の適正な配置を想定して、それらの林木の生育を妨げる林木を伐採することとする。

また、人工林（育成単層林）内に既に天然木が育成しており、複数の樹冠層を構成する林分へ誘導又は維持するために行う抜き伐りについては、天然木の育成を考慮し伐採木を選定する。

### 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は原則として下刈り、つる切り及び除伐等とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、次に掲げる育成単層林、育成複層林保育実行標準表（下木を植栽する場合）を参考にし、現地の実態に即し適期適作業に努める。

#### ア 育成単層林

##### (ア) 下刈り

造林木の成長状況、雑草木の繁茂の状況により適期に必要な最小限の実施とする。

刈払いは、原則として筋刈・坪刈とする。ただし、雑草木の繁茂が著しい場合には、全刈りで実施できるものとする。

下刈り終了時の目安は、大部分の造林木が周辺の植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

##### (イ) つる切り

つる切りは、つるの繁茂状況により、造林木の育成に支障とならないように、適切に行う。

##### (ウ) 除伐

除伐は、目的樹種と周辺植生の競合時期に実施することとする。

実施に当たっては、植栽木のほか、将来活用が期待される有用天然木の育成、林地保全等に配慮し、現地の実態に即した施業を行う。

(エ) 枝打ち

枝打ちは、間伐作業の効率化等の他、製品価値の高い良質材の生産を目的とし、対象樹木の形質を鑑み、投資効率を考慮して実施する。

育成単層林保育実行標準表

樹種	保育の種類	実施時期	実施林齢														
			1	2	3	4	5	6	8	9	10	11	13	15	17	18	20
スギ	下刈り	6月上旬～8月下旬	△	○	○	○											
	つる切り	6月上旬～9月下旬					←	←	←	△	→	→	→				
	除伐	通年							←	←	←	△	-	△	→	→	
	枝打ち	9月中旬～3月下旬							←	←	←	○	-	△	→	→	
ヒノキ	下刈り	6月上旬～8月下旬	△	○	○	○	△										
	つる切り	6月上旬～9月下旬						←	←	←	△	→	→				
	除伐	通年							←	←	←	△	-	-	△	→	→
	枝打ち	9月中旬～3月下旬							←	←	←	○	-	-	○	→	→

注：1 ○印は、通常予想される実行標準。

2 △印は、必要に応じて実施する。

3 ←→は、実行時期の範囲を示す。

イ 育成複層林（下木を植栽する場合）

(ア) 下層木の下刈り・つる切り・除伐

植栽木の生育状況、植生の状態及び気象条件等、現地の実態に即した効率的な作業を適期に行う。

(イ) 上層木の枝払い

下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて、上層木の枝払いを行う。

ウ 育成複層林（下木を植栽しない場合）

(ア) 下刈り

雑草木の成長が旺盛で目的樹種の生育を妨げる場合、雑草木の繁茂状況を見ながら、必要に応じて下刈り（坪刈り又は筋刈り）を行う。

(イ) 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、適切な芽かき作業を行う。

(ウ) つる切り

目的樹種の成長の妨げとなるつる類を、必要に応じて除却する。

(エ) 除伐

幼齢期には他の広葉樹と密生競合させることが必要であり、必要に応じて形質不良木のみを除伐する。

3 その他必要な事項

該当なし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。

また、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定める。

森林の伐期齢の下限

樹種名	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹 (用材林以外)
伐期齢(年)	45年	50年	45年	60年	20年	25年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等について定める。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫(れき)地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等である。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等について定める。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって、郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等である。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められている森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等について定める。

具体的には、湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等である。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林について定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業をそれぞれ推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定め、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。アの①～③のそれぞれの区域については、推進すべき森林施業の方法ごとに別表2により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

樹種名	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹 (用材林以外)
伐期齢(年)	70年	80年	70年	100年	20年	30年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等、「特に効率的な施業が可能な森林」の区域を別表1に定める。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

さらに、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし。

(2) その他

該当なし。



別表 1

区 分	森 林 の 区 域	面 積
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	寄居 15～26 林班 折原 18～20, 22～25 林班	910.48 ha
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	寄居 6, 9, 13, 16, 17～21, 24, 25 林班の一部（保安林） 折原 4, 12, 14A, 15, 18～20, 24 林班の一部（保安林） 男衾 4, 11 林班の一部（保安林）  （公社営林については、この区域に含むものとする）	179.81 ha
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	鉢形 1, 5, 6, 8 林班 男衾 10, 11, 13, 15, 16 林班	158.76 ha
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	寄居 1～27 林班 折原 1～25 林班	1,872 ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

別表 2

施業の方法		森林の区域	面積
伐期の延長を推進すべき森林		寄居 15～26 林班 折原 18～20, 22～25 林班	910.48 ha
長伐期施業を推進すべき森林		寄居 6, 9, 13, 16, 17～21, 24, 25 林班の一部（保安林） 折原 4, 12, 14A, 15, 18～20, 24 林班の一部（保安林） 鉢形 1, 5, 6, 8 林班 男衾 4 林班の一部（保安林） 10, 11, 13, 15, 16 林班  （公社営林については、この区域に含むものとする）	338.57 ha
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すことにより経営規模の拡大を図る。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期施業委託等、森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及び斡旋、協議会の開催による合意形成等を推進することにより、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大の促進を図る。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等の実施にあたっては、森林施業や木竹の販売、森林の保護等の森林の経営を長期にわたり行うことができることなどを定めた委託契約書等を委託者との間で締結するように努めることとする。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

### 5 その他必要な事項

該当なし。

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林面積の90%を占める林家等の森林所有者は5ha未満の小規模所有であり、保有の分散性、急峻な地形等の自然条件ともあいまって、合理的林業経営の推進、森林施業の効率的実施が困難な状況となっている。森林施業を計画的、重点的に行うため、町、森林組合、森林所有者等が一体となった推進体制を整備する。また、施業の共同化の対象地区を設定し、作業路網を整備し、施業の共同化を行い、効率的な森林整備を図る。また、高性能機械等の導入を促進して労働力の軽減を図るものとする。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進するため、次に掲げる森林施業共同化重点実施地区において、施業実施協定の締結を促進し、造林、間伐等の森林施業を森林組合への委託等により、計画的かつ集団的に推進することとする。

森林の整備に対して消極的な森林所有者に対しては、積極的に参加を呼びかけるとともに、不在町森林所有者については、森林組合を通してダイレクトメール等を利用して、普及、啓発活動を行って、施業実施協定への参画を促すこととする。

また、分収林制度の利用を積極的に推進し、健全で活力ある森林の整備に努める。

森林施業共同化重点実施地区の設定計画 (単位：ha)

地区の所在	区域面積
寄居1～27林班	1015.74
折原3～15、18～20 22～25林班	729.38
計	1745.12

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効率的に促進するため、森林所有者等が共同して森林施業を実施する際には、以下の事項に留意すること。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと

ウ 共同施業実施者の一がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと

4 その他必要な事項  
該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出作業に応じた路網密度の水準を以下のとおり示す。なお、この水準は、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	35以上	65以上	100以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	25以上	50以上	75以上
	架線系作業システム	25以上	0	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	15以上	45以上	60以上
	架線系作業システム	15以上	0	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	0	5以上

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に、作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する路網整備推進区域を地形、地質、森林の有する機能等を踏まえて下表のとおり定める。

路網整備等推進区域

森林の区域	面積
寄居 17, 18, 21, 23 林班	213.93 h a

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の計画については、次の表に示すとおりとする。

別表 3

開設拡 張別	種類	区 分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域			前半5カ 年の計画 箇所	対図 番号	備考
						面 積	材積				
							針葉樹	広葉樹			
開設	自動車 道及び 軽車道	森 林 管 理 道	寄居町大字 秋山	久々戸	200	39	3,329	2,115		H-12	
			寄居町大字 金尾	高柿	400	50	1,533	1,360		G-11	
			寄居町大字 折原	喜平次	700	46	4,507	1,806		H-12	
				小計	1,300						
拡張 (舗装)	自動車 道及び 軽車道	森 林 管 理 道	寄居町大字 秋山	久々戸	1,800	39	3,329	2,115		H-12	
			寄居町大字 折原	荒谷	734	17	3,333	645		G-12	
			寄居町大字 西ノ入	栃谷	400	80	600	1,000		I-12	
			寄居町大字 西ノ入	栃谷支	320	12	1,400	340		I-12	
				小計	3,254						
				合計	4,554						

## ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

## (2) 細部路網に関する事項

## ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道は、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県の定める森林管理道作設指針に則り、森林管理道との組み合わせにより効率的な森林施業ができるように開設する。また、開設にあたっては、地形に沿うように設置し作設費用を抑えつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とするため、堅固な土構造による路体を基本とし、構造物は、地形・地質、土質などの条件からやむを得ない場合に限り設置することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

国及び県が定める森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理することとする。

4 その他必要な事項

該当なし。



## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### (1) 林業労働者の育成

森林組合等林業事業体の社会保険、雇用保険等への加入促進を指導し、雇用労働者の福利厚生面での就労環境の改善に努める。また、森林組合作業班については、個人所有山林の施業委託だけでなく、町有林、県営林、農林公社営林等の施業を受託することにより、仕事量の安定確保と雇用の長期化・安定化を図る。

そのほか、県その他関係団体の協力を得て、作業班、篤林家、日曜林家等を対象として、技術や機械器具の取り扱い習得のための講習会や先進林業地の視察研修等を実施し、労働者の技能や知識の向上に努める。特に、森林組合作業班については、林業機械化を進めるために各種技能・資格の取得等について、支援の強化を図る。

#### (2) 林業後継者等の育成

##### ア 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林組合等林業事業体の労働安全の確保、各種社会保険への加入等の就労条件の改善に努めるとともに、林業従事者に対し技術研修会、林業講習会等を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を行うこととする。また、埼玉県森林整備担い手基金等を活用して新規参加者が技術の習得をしやすいような条件整備を進める。

##### イ 林業後継者等の育成

林業後継者等の経営の安定を図るため地域の特性を生かした特産品の開発と生産流通体制の整備を図り、森林経営としいたけ生産などを組み合わせるなど、林業の複合経営等を進めて安定した収益性の確保に努め、林家の経済的安定を図る。

また、サラリーマン林家等に対しても間伐、枝打ち等の講習会への積極的な参加を呼びかけ、林業に対する関心を喚起する。

#### (3) 林業事業体の体質強化方策

本町の林業の担い手である埼玉県中央部森林組合については、現在も本町における林業の中核的担い手として役割を果たしているが、さらに経営内容を充実、強化し、事業の多角化、組合員の森林施業の共同化や不在町森林所有者との森林施業の受託促進等により事業量の確保に努めるとともに、作業班員の育成確保、高性能林業機械の導入による省力化を進め、就労の安定化、近代化に努めることとする。

また、その他の素材生産者についても同様に、林業機械の導入等による施業の省力化・合理化を進める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本町の森林の人工林は間伐や皆伐・再生林の実施が最も必要な時期となっている。しかし、近年の林業をとりまく状況の低迷や林業就労者の減少及び高齢化から、森林の手入れ不足が顕著である。

そのため、適切な森林施業を進めるためには、林業機械化は不可欠である。生産性の向上、労働力の軽減及び生産コストの低減を図るために森林管理道、作業路網の整備を促進し、適切な高性能機械等の導入を図るものとする。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

(1) を踏まえ、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を以下に示すとおり設定する。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状 (参考)	将 来
伐倒	町内一円	チェーンソー	チェーンソー プロセッサ
造材		チェーンソー	チェーンソー プロセッサ
集材		林内作業車 小型集材機 スイングヤーダ	林内作業車 小型集材機 スイングヤーダ
造林 保育等	地拵	—	—
	下刈	—	—
	枝打	人力	リモコン自動枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

林業機械に関する知識と安全な操作の向上とオペレーターの育成確保を図るため、研修、展示会等を通じた普及活動に努め、林業の機械化を促進するための条件整備を積極的に推進していく。また、林業機械を保有する事業者等への森林施業の委託、機械の共同利用体制の整備、レンタルリース制度の体制及び組織の整備を図る。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町の素材生産は、間伐材の流通体制が重要となっている。そこで森林所有者、木材の生産加工流通部門の川上から川下にいたる連携を強化して、木材生産、加工、流通体制の整備を図る。

また、各種きのこ、木炭等、今後需要が見込まれる林産物の生産に関し研究を行い、農産物直売所を利用した消費者への直接販売を促進する。また、近年の自然食品志向に着目し、これまで利用されな

った樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し利用方法を開発することとする。

これらのことを前提とした林産物の流通、加工、販売施設等の整備計画は、以下に示すとおりとする。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計 画			備考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
製材工場	今市		①				
製材工場	桜沢		②				
販売施設	用土	393.03㎡	⑪				
販売施設	富田	220.71㎡	⑫				
販売施設	寄居	301.25㎡	⑬				
加工施設	折原	300㎡	⑳				

### III 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次のとおり定める。

###### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表4に定めるものとする。

別表4

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ	寄居 21, 23, 25～27林班	276.30ha

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの被害対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に、植栽木の保護措置（防護柵の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等）又は捕獲（わな捕獲、銃器による捕獲等）による鳥獣害防止対策を推進し、被害防止に努めるものとする。なお、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図りながら、必要な施策を講じるものとする。

##### 2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域において、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止に努めるものとする。また、野生鳥獣の行動把握・被害状況把握等に努めるものとする。

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

##### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

###### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。本町における松くい虫の被害面積は近年減少傾向にあるが、依然として高齢級のマツ林等を中心に被害の発生が懸念されている。このような状況から、森林組合を中心に、森林病虫害防除事業等によって被害木の伐倒駆除・樹種転換を実施することにより、被害地域の拡大防止に努めているところであり、森林所有者等に対する啓発活動を積極的に行い、地域と一体になった健全な森林育成に努めることとする。

また、ナラ枯れ病についても、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図る。

森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うものとする。

###### (2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、関係行政機

関、森林組合、森林所有者等と連携を図りながら被害対策を図っていく。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣等による森林被害については、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等と協力して防護柵の設置等を行う。また、野生鳥獣等との共存にも配慮した針広混交林の整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

山林火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行うとともに、防火貯水槽の設置、消火機材等の配置及び作業道の充実により防火管理網を整備する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

町内において、火入れを実施する際には「寄居町火入れに関する条例（昭和59年3月29日条例第9号）」の規定を遵守すること。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備考
寄居 5～11林班、 13～14林班の一部	松くい虫被害を防止するため	

(注) 病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

該当なし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
寄居	1～27	1015.74
折原	1～25	858.55
鉢形	1, 2, 5～9	64.81
用土	1～3	35.12
男衾	1～17	421.73

(2) その他

森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営体は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

イノシシ等の有害鳥獣を寄せ付けないことやごみの不法投棄を防止するため、林内の刈り払い等を推進する。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

風布、折原地区周辺の森林については、森林とのふれあいの場としての整備が期待されていることから、林業体験、自然観察等の場、管理施設、遊歩道等の施設整備を進めると共に、里山林、町民の憩いの場として整備を進める。このため、この地区の里山林を保全するとともに自然散策の拠点となるよう、遊歩道等の整備を行うこととする。

これらの事業を、関係補助事業を活用し積極的に推進することとする。

なお、森林の総合利用施設の整備目標は次に示すとおりとする。

森林の総合利用施設の整備目標

施設の種類	現状（参考）		将 来		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

都市－農村交流を通して共に協働する形で荒廃した森林の保全対策、整備手法を検討していくという基本的な考え方により、参加、交流の度合いや、作業内容、森林のタイプ等によって、様々な体験、交流、森林づくりの活動内容を想定し、イベントや体験学習の方法、形態等にも考慮する。また、順次多様化させ活動内容が高度化又は汎用化し、年間を通して活動が持てるように検討していく。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

地域の受け入れ体制整備後、地域住民参加による森林整備手法としての契約等の相手としては町内や近隣在住者、さいたま市などの県南部、東京北西部とその周辺の近郊、郊外に居住する環境問題、自然文化に興味を持つ生活者（ファミリー）とし、既に市民活動等を積極的に行っている市民団体、学校、民間企業等の団体を対象にしていく。対象とする年齢層は、保護者同伴であれば4～5才から、小・中学生、高校生、大学生、また、子供に対し環境教育や自然体験を望む20才代後半から40才代や、定年退職後の中高年夫婦など、幅広く求めていく。

また、企業・団体が取り組んでいる森林整備を推進することとする。

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
該当なし			



## 7 その他必要な事項

### (1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

### (2) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

風布、折原地区の森林のうち、一部については、公有林化による森林整備を推進することとする。

### (3) 町有林の整備

本町の所有する人工林については、既に第三者団体に保育、間伐等を委託し実施しているが、広葉樹林については未整備となっている箇所が多い。特にふるさと自然の森については、整備されていない広葉樹が広範囲で展開しているため、今後適正な整備方法を検討し、地域住民に有益な活用を進めていく。

### (4) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制度に従った森林

施業の方法に従って実施すること。

1 人口及び就業構造  
(1) 年齢層別人口動態

	年次	総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	17年	37,061	18,428	18,633	5,039	2,591	2,448	6,344	3,289	3,055	6,879	3,481	3,398	11,255	5,765	5,490	7,538	3,296	4,242
	22年	35,774	17,725	18,049	4,338	2,233	2,105	5,503	2,857	2,646	6,513	3,368	3,145	10,750	5,422	5,328	8,670	3,845	4,825
	27年	34,081	16,929	17,152	3,680	1,884	1,796	4,903	2,546	2,357	5,819	3,087	2,732	9,617	4,822	4,795	10,062	4,590	5,472
構成 比 (%)	17年	100	49.7	50.3	13.6	7.0	6.6	17.1	8.9	8.2	18.6	9.4	9.2	30.4	15.6	14.8	20.3	8.9	11.4
	22年	100	49.5	50.5	12.1	6.2	5.9	15.4	8	7.4	18.2	9.4	8.8	30.0	15.1	14.9	24.2	10.7	13.5
	27年	100	49.7	50.3	10.8	5.5	5.3	14.4	7.5	6.9	17.1	9.1	8.0	28.2	14.1	14.1	29.5	13.5	16.0

(注) 平成 27 年国勢調査報告による。

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業		
実数 (人)	17年	18,479	1,089	4	1	1,094	6,297	25	10,807
	22年	17,204	851	13	0	864	5,595	21	10,340
	27年	16,758	728	7	0	735	5,335	-	9,936
構成 比 (%)	17年	100	5.89	0.02	0.01	5.92	34.08	0.14	58.48
	22年	100	4.95	0.07	0	5.02	32.52	0.12	60.10
	27年	100	4.34	0.04	0	4.39	31.84	-	59.29

(注) 平成 27 年国勢調査による。

2 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積				草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地		計	森林	原野	
実数 (人)	17年	6,417	655	168	429	58	2	2,508	2,508	0	3,252
	22年	6,417	609	159	394	56	0	2,419	2,419	0	3,389
	27年	6,425	503	133	339	31	0	2,398	2,398	0	3,525
構成 比 (%)	17年	100	10.2	2.6	6.7	0.9	0	39.1	39.1	0	50.7
	22年	100	9.5	2.5	6.1	0.9	0	37.7	37.7	0	52.8
	27年	100	7.8	2.1	5.3	0.5	0	37.3	37.3	0	54.9

(注) 1 総数は、国土地理院「平成28年全国都道府県市区町村別面積調」による。

2 農地は、「2015年農林業センサス」埼玉県統計書による。

3 森林面積は、森林法第2条で定義された森林面積。

3 森林資源の現況等

市町村名： 寄居町

(1) 保有者形態別森林面積

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (B/A)	
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林		
総数	ha 2,387	% 100	ha 2,352	ha 873	ha 1,479	% 36.6	
国有林	0	0.0	0	0	0	0.0	
公有林	計	91	3.8	91	21	70	23.1
	県有林	9	0.4	9	4	5	44.4
	市町村有林	82	3.4	82	17	65	20.7
	財産区有林	0	0.0	0	0	0	0.0
私有林	2,296	96.2	2,261	852	1,409	37.1	

(注) 所有形態別資源表による。立木地には竹林、無立木地は含まない。

(2) 民有林の齢級別面積

	総数	1・2齢級	3・4齢級	5・6齢級	7・8齢級	9・10齢級	11齢級以上
民有林計	ha 2,352.07	ha 4.70	ha 9.90	ha 112.01	ha 58.53	ha 351.84	ha 1,815.09
人工林計	872.80	3.76	3.74	106.82	52.69	171.73	534.06
主要樹別面積							
スギ	501.05	0	0.79	3.41	11.83	88.21	396.81
ヒノキ	332.93	0.5	2.77	103.08	40.86	80.04	105.68
天然林計	1,479.27	0.94	6.16	5.19	5.84	180.11	1,281.03

(注) 地域森林計画、資源構成表による。総数には、竹林、無立木地は含まない。

(3) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数	面積規模	林家数	面積規模	林家数
1～3ha	166	10～20ha	5	50～100ha	2
3～5ha	26	20～30ha	2	100ha 以上	0
5～10ha	17	30～50ha		総数	218

(注) 2010年世界農林業センサス埼玉統計書による。

(4) 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長(m)	備考
民有林林道	9	7,805	
うち林業専用道	—	—	

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	—	—	

4 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
別冊による		

## 5 市町村における林業の位置付け

市町村名： 寄居町

## (1) 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額(A)		121,776
内訳	第1次産業	1,639
	うち林業(B)	29
	第2次産業	47,496
	うち木材・木製品製造業(C)	-
	第3次産業	71,251
(B+C)/A		0.02

(注) 平成26年度「埼玉の市町村民経済計算」内、統計表5(2)市町村別主要系列表(町村、地域・市計・町村計)による。

## (2) 製造業の事務所数、従業者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	81	5,129	2,667,095
うち木材・木製品製造業(B)	2	20	-
B/A	2.5	0.4	-

(注) 平成26年「工業統計調査」による。